

第3回 統計作成プロセス部会（書面開催）議事結果

1 日 時 令和3年11月17日（水）～26日（金）

2 場 所 書面による議事

3 審議参加者

【委 員】

津谷 典子（部会長）、佐藤 香（部会長代理）、川崎 茂、椿 広計

【臨時委員】

篠 恭彦、成田 礼子

【専門委員】

西 美幸、細川 努

【事務局】

総務省統計委員会担当室

4 議 題

(1) 統計作成プロセス診断の試行について

(2) 統計作成プロセス診断の実施方針について

(3) その他（部会長による部会長代理及び要求事項等検討タスクフォース構成員の指名）

5 概 要

○ 「新型コロナウイルス感染症対策の総務省対処方針」（令和3年2月12日改正、新型コロナウイルス感染症総務省対策本部決定）において、「総務省主催の（略）有識者会議については、できる限り遠隔開催により行う。」と定められていること等を踏まえ、第3回統計作成プロセス部会は書面開催として行われた。

○ 統計委員会の委員改選に伴う部会長による部会長代理及び要求事項等検討タスクフォース構成員の指名については、これまでと同様、部会長代理に佐藤委員、要求事項等検討タスクフォースの座長に椿委員、座長代理に川崎委員、その他の構成員に篠臨時委員がそれぞれ指名された。

○ 要求事項等検討タスクフォースにおける審議結果として、統計作成プロセス診断の試行に当たっての基本的な考え方、試行の実施方法及び要求事項（試行版）について、資料1-1から1-4までの書面による報告が行われた。

また、令和4年度以降の統計作成プロセス診断の本格実施に向けた、統計作成プロセス診断の実施方針に係る論点整理について、資料2に基づき書面による審議が行われ、別紙のとおり、意見等が示された。これらの意見等については、統計作成プロセス診断の試行の結果等も踏まえつつ、今後の部会及び要求事項等検討タスクフォースにおける審議に活かしていくこととされた。

第3回統計作成プロセス部会 「議題（2）統計作成プロセス診断の実施方針について」に対する意見等

| | |
|--------|------|
| 委員のお名前 | 川崎 茂 |
|--------|------|

| 配布資料 番号 | ページ | 委員の御意見 |
|------------|-----|--|
| 資料2 | — | これまでの審議内容を適切に反映したものとなっており、特に修正等の意見はありません。 なお、今後、タスクフォースにおける検討で、より具体的な進め方の留意点等について発言していきたいと思います。 |

| | |
|--------|-------|
| 委員のお名前 | 成田 礼子 |
|--------|-------|

| 配布資料 番号 | ページ | 委員の御意見 |
|------------|-----|--|
| 資料2 | 6 | 統計監理官のチームにより診断することとされていますが、どのくらいの頻度で実施予定でしょうか。また、実施頻度によっては相当の業務量が想定されますが、非常勤で大丈夫でしょうか。 |
| 資料2 | 7 | 点検・評価結果を公表することを検討されていますが、どのような文書で公表予定でしょうか。 |

| | |
|--------|------|
| 委員のお名前 | 西 美幸 |
|--------|------|

| 配布資料番号 | ページ | 委員の御意見 |
|------------|-----|--|
| 資料2 | 1、6 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 要求事項（試行版）は、統計業務のプロセス等の単位で、診断時のポイント等が多数設定されています。大変重要な診断ポイントが設定されており、これをどう確認していくかが、仕組みを効果的に機能させる面で重要かと思えます。 ・ 検討された委員の皆様は項目の主旨などをよく理解しておられると思うのですが、本格導入に向けては、審査の要員確保も大きな課題になるかと思えます。審査に関わることができる人員を念頭に起きながら、現実的に審査可能な重点項目を絞り込むという観点も、審査の主体と受ける側（各省）の負担軽減の観点で、考慮する必要があるかと思えます。 ・ また、試行後、本格導入時に、審査に関わる方々に審査の方法や観点をどう伝授（教育）していくかという点も、試行を踏まえて検討していけると良いのではないかと考えます。 |
| 資料2 別紙1 | 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 各省のご担当は、要求事項に対して「不適合」と診断されることを過剰に恐れる可能性があります。審査の目的を「不適合」を回避することと各省に解釈されてしまうと、不備を隠す方向に作用してしまい、本来のプロセス上の課題を適切に抽出するという主旨と逆の取組みになってしまう可能性もあると考えます。 ・ 各省には、この診断の仕組みを積極的に活用し、改善の機会として活用してもらうことを、しっかりと伝えていくべきと考えます。この点は、過剰と思われるくらいにしっかりとアナウンスしていかれると良いかと思えます。 |
| 資料2 別紙4 | 5 | <ul style="list-style-type: none"> ・ PDCA のプロセスの中に、「点検・評価結果（診断結果を反映）の確定・総務省への提出」と「点検・評価結果をe-Statに掲載・公表」という過程があります。診断結果は、広く公表すべきものと思えますが、前項の意見と関連し、各省の通知表のように使われてしまうと、本来のプロセス上の課題を積極的に出すことよりも、隠蔽に作用してしまうことを懸念します。 ・ 一つのアイデアですが、公表時は、各省の点検結果に加え（不適合が多い省庁が不適合の数などで揶揄される状況を回避できる公開方法の工夫が要るように思います）、各省が一連のプロセスを実施する上で困っている点、それへのアドバイスの内容、他省などで参考にできる取組み等を、FAQに近いような形で前向きに公表できると、関係者がポジティブに取り組み、各省の実運用上の改善に繋がるのではないかと考えます。 |